

本 官

総務部長 決裁				役務等支出負担行為要求書				調達要求 番号	統機演雑 5	科 項 目 目細分	防衛力基盤強化推進費 教育訓練費 教育訓練演習費(教訓・雑役)	
要 求 欄						5年8月30日		調 達 欄				
会 計 課				関係課 (室)	要 求 元			室 長	補 佐	係 長	係	
課 長	室 長	補 佐	係 長		係	課長等	補 佐	供用官	係			
行 為 名 称		算 出 内 訳		時 期、場 所、人 員、そ の 他				契約方式 選 定 業 者	一 般 指 名 随 意	根 拠 法 令	会計法第29の3 第 七 項 予 決 令 第 条 第 項 第 号	
先端学術・防衛技術研究 組織の検討に要する調 査		1式		仕様書のとおり								
								予 定 価 格	総 額	算 出 の 基 礎		
										円		
総 額		(27,199,565) 29,919,521						調達説明 日 時	年 月 日 時 分			
備考	新行制による						入札日時	年 月 日 時 分				
	課室名	先端学術推進機構事務室	要求者氏名	宮内 正一郎	電話番号	2304						

仕 様 書

		調達要求番号	統機演雑 5
品名	数量	備考	
先端学術・防衛技術研究組織の 検討に要する調査	1 式		
<p>1 適用範囲</p> <p>本仕様書は、「先端学術・防衛技術研究組織の検討に要する調査」（以下、「本役務」という。）について規定する。</p> <p>2 本役務の概要</p> <p>本役務は、防衛大学校における学術・防衛技術研究の質を更に高めるとともに、一般大学・研究所等との連携を一層促進する、防衛装備庁や防衛研究所とは異なる研究テーマについて教官が基礎研究に取り組む組織の新設を検討する際の土台となる情報を収集・分析するため、一般大学・研究所について、官が指定した下記の項目で調査するものである。</p> <p>3 役務に関する要求</p> <p>(1) 国内外における国が運営を行っており、国防に関連する先端学術・防衛技術の基礎研究に取り組む組織の設置状況及び規模（在籍人数（常勤職員数や任期職員数等の内訳を含む）、予算額及び拠点数）の調査。調査国：日本及びアメリカの2カ国を基準に契約額内で追加の調査が可能な国がある場合は、官側と調整するものとする。</p> <p>(2) 上記、調査対象国内で確認された組織の研究理念（研究目標や研究分野等）及び組織形態（指揮系統及び他機関との連携）の調査。</p> <p>(3) 調査を実施した研究組織における組織新設までの経緯（目的や新設までのスケジュール等）及び職員数（常勤職員数や任期職員数等の内訳や数的根拠）並びに予算の調査。</p> <p>(4) 一般大学における研究所の規模（在籍人数、予算額、拠点数）及び研究理念（研究目標や研究分野等）並びに組織形態（指揮系統及び他機関との連携）の調査。調査大学：東京大学、沖縄科学技術大学院大学、東京工業大学、東北大学、京都大学、大阪大学、早稲田大学の7校を基準に契約額内で追加の調査が可能な大学がある場合は、官側と調整するものとする。</p> <p>(5) 上記、調査対象大学において研究所が存在することで、教員に与える影響（研究面、人的関係面）の調査。</p> <p>(6) 本校に研究専念組織を設立することで得られる教育・研究効果の予測。</p> <p>上記、項目に加え研究組織の新設を検討する上で重要な事項を積極的に官側に提案するものとする。</p>			

4 納品

4. 1 調査成果報告書

調査成果について3項で指定した項目ごとに個別の報告書を4. 2項で定めたとおり作成するものとする。また、報告書には、調査の履行の一環として収集、整理、作成等した一切の資料を含めるものとする。

4. 2 調査成果報告書の作成要領

作成要領は、次によるものとする。

(1) 書類の様式は、A4版横書きとし、日本語で作成するものとする。

ただし、報告書を作成するにあたり参考とした資料を提出する際には、英語については翻訳しないものとする。その他言語（ロシア語や中国語等）については、日本語に翻訳したものも提出するものとする。

(2) 総論的・抽象的な表現となることなく具体的に記載し、図表、写真を用いて、分かりやすく記述するものとする。また、事実関係及びデータの記載については、出典、根拠等を明らかにするとともに、海外シンクタンク等の協力を得た場合、ヒアリング等の調査に基づく場合にはその旨を記載するものとする。

4. 3 提出書類

調査成果報告書を紙媒体で各1部、電子媒体（DVD-R）で各1部

4. 4 納品場所

防衛大学校先端学術推進機構事務室

4. 5 納入期限

令和6年3月29日（金）

5 監督・検査

契約担当官等が定める監督・検査実施要領により実施するものとする。

6 官側における支援

契約相手方は、本契約の履行にあたり官側の支援を必要とする場合には、調整により支援を受けることができる。

7 その他

(1) 契約相手方は、本件で知り得た防衛大学校に関する知識を漏洩又は転用してはならない。提供資料等の取り扱いに十分注意し、データの漏洩防止及び紛失に細心の注意を払うものとし、保全に徹すること。

なお、本契約後も同様とする。

(2) 契約相手方は、常に官側と密接な連絡と調整を重ね、官側の意図に沿いつつ、的確に目的を達成するように努めるものとする。

- (3) 官側の承認のために提出された資料等については返却しない。
- (4) 本仕様書に定めのない事項については、官側に協議の上、官側の指示に従うこと。
- (5) 本仕様書に疑義がある場合に、契約担当官等と協議するものとする。
- (6) 本業務の実施にあたっては、仕様書その他、企画提案書に準拠すること。